

平成 29 年度 通関士試験対策 基本通達の法改正資料 追加

☆法改正一覧

I. 通関業法基本通達の改正 P 2

II. 関税法基本通達の改正 P 5

※完全攻略ガイドのページについて

「完全攻略ガイド該当ページ〇〇」とあるものは、完全攻略ガイドに改正内容の記述があります。

「完全攻略ガイド関連ページ〇〇」とあるものは、完全攻略ガイドに改正内容に関する記述がありません。

## ☆法改正の内容

### I. 通関業法基本通達の改正

改正のポイント：10月8日の改正通関業法の施行に伴い、通関業法基本通達も改正される。完全攻略ガイド該当ページ P560～580

#### 改正内容（完全攻略ガイド該当ページ：P560～580）

法改正前：一部規定なし

法改正後：①営業所の定義（通関業法基本通達8-1）

通関業法第8条（営業所の新設）に規定する営業所とは、通関業務が行われる事務所をいい、営業所の名称が付されていないものであっても、実質的に通関書類の作成審査等が行われる事務所であれば、原則として、同条の営業所に該当するが、通関業者の施設等で、職員が常駐せず、単に連絡（簡単な書類の訂正を含む。）、待機等のために使用されるもの又は特定の取引先の施設等で、特定取引先の依頼により、通関業者が職員を派遣して通関書類を作成するために使用されるもの（その施設等で通関士の審査、押印又は通関業者の押印が行われていない場合に限る。）は、営業所には該当しない。なお、通関業者の通関業務に従事する通関士及びその他の通関業務の従業者が情報通信機器を活用して、労働時間の全部又は一部において、自宅で通関業務に従事する勤務形態（以下「在宅勤務」という。）を導入する場合には、その勤務場所（＝自宅）はその従業者の所属する営業所の一部となるので留意する。この場合、同条又は同法第9条（営業所の新設に係る許可の特例）に規定する手続は要しない。

②在宅勤務の開始又は終了の申出（通関業法基本通達8-4）

通関業者の通関業務に従事する通関士及びその他の通関業務の従業者が在宅勤務を開始し、又は終了するときは、営業所の実態等を把握する必要があることから、従業者の氏名、住所、通関士又はその他の通関業務従業者の別及び通関士又は従業者が所属する営業所名等を、営業所の所在地又は主たる営業所の所在地を管轄する税関に申し出させる。なお、開始の申出を受けた際には、在宅勤務についての定めのある就業規則及び書類管理、情報セキュリティー等について定めのある社内管理規則等を具備していることを確認する。

③認定通関業者の営業所の新設に係る届出手続（通関業法基本通達9-1）

通関業法第9条第1項（営業所の新設に係る許可の特例）に規定する営業所新設の届出の取扱いについては、以下による。

- i 営業所の届出の手續は、「営業所新設届出書」に、同条第2項に規定する書面を添付して提出することにより行う。ただし、通関業務の用に供される資産の明細を記載した書面及び行われる見込みの通関業務の量の算出の基礎を記載した書面の提出は要しない。
- ii 届出を受理したときは、営業所の新設の許可を受けたものとみなし、営業所新設許可書を交付する。

④一定の種類貨物のみに限られている場合の意義（通関業法基本通達13-1）

通関業法第13条（通関士の設置）に規定する「一定の種類貨物のみに限られている場合」とは、その行う通関業務に係る貨物が一定種類に限られており、通関業務の内容が簡易かつ、定型化されている場合をいう。この「簡易かつ、定型化されている場合」とは、限定された通関手續のみを反復継続的に行い、その手續が全体として簡易であり、貨物全般の通関に関する広い知識の有無にかかわらず適正な手續の完了が期待できるものである必要があり、例えば、コンテナ及びその修理用部分品の通関手續のみを行う場合、船（機）用品の積込申告のみを行う場合等をいう。

⑤通関士の設置（通関業法基本通達13-3）

通関業者が通関業務を行う営業所ごとに置くべき通関士の員数は、業務の効率化・適化の取組み、業務内容の難易度及び雇用する通関士の業務経験等を総合的に勘案し、その通関業者自身が創意工夫、自己規律を発揮しつつ判断するものであるが、その営業所において適正かつ迅速な通関手續が実施できていない場合であって、利用者保護の観点等から必要と認められる場合には、その通関業者に対し、通関士の増員等について助言するものとする。

⑥料金の揭示（通関業法基本通達18-1）

通関業法第18条（料金の揭示）の規定により揭示する料金表は、依頼者に対する透明性を確保する観点から、依頼者にとって分かりやすいものでなければならない。また、支払額に係る予見可能性を確保するために、貨物の特性、取扱規模等の事情により料金に割増・割引が生じる場合等についてはその適用がある旨を、料金の額に含まれない実費を別途請求する場合についてはその旨を料金表に記載しなければならない。なお、揭示する料金表の様式及び揭示場所については、社会通念上妥当と考えられる方法により各通関業者が自由に定めることとして差し支えない。

⑦通関業務の従業者（通関業法基本通達22-1（3））

通関業法第22条第2項に規定する通関業務の従業者とは、通関業者において通関業務に携わる従業者全員をいい、通関業者に所属しているものの通関業務に関与していない者（例えば経理事務や施設管理のための庶務作業のみを行う者等。）については、含まない。

⑧通関業者に対する業務改善命令の対象範囲（通関業法基本通達33の2-1）

通関業法第33条の2（業務改善命令）の規定により行う業務改善命令の対象とする範囲は、通関業の運営全般にわたるものであることから、個別の事案ごとに判断することとなるが、例えば、以下のような事例がこれに該当する。

- i 通関業者の役員、通関士及びその他の通関業務の従業者につき、関税法第116条に違反する行為があった場合において、通関業者の責めに帰すべき理由があるとき
- ii 通関士が通関業法第20条（信用失墜行為の禁止）に違反した場合であって、その違反が通関士の所属する通関業者の責めに帰すべき理由があるとき
- iii 通関業者の通関業務に従事するその他の通関業務の従業者につき、通関業者の信用を害するような行為があった場合であって、通関業者の責めに帰すべき理由があるとき
- iv 誤った申告が多い通関業者に対する改善指導を実施し、相当の期間が経過した後もなお、その通関業者において改善指導の効果が見受けられないとき
- v 利用者の保護又は通関業界の健全性の確保の観点から必要であると認められるとき

⑨主たる営業所の意義（通関業法基本通達40の3-1）

主たる営業所とは、例えば以下の営業所である。

- i 通関業の許可の際又は許可後において、通関業に係る経営判断を行う機能を有する営業所
- ii 通関業の許可の際、取り扱う見込みの通関業務の量の多くを占める営業所
- iii 通関業者内の通関業務の量や通関業務による収益の多くを占めるなど、他の営業所に比べ定量的にその優位性が確認できる営業所
- iv 通関業者において通関士及びその他の通関業務の従業者の配置の多くを占めるなど、他の営業所に比べ定量的にその優位性が確認できる営業所

## II. 関税法基本通達の改正

改正のポイント：10月8日の改正関税法の施行に伴い、関税法基本通達も改正される。完全攻略ガイド  
該当ページ P32～34、P109～113

### 輸出申告の特例の改正（完全攻略ガイド該当ページ：P32～34）

法改正前：一部規定なし

法改正後：関税法第67条の3第1項の規定の適用を受ける輸出申告、並びに特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告（以下「特例輸出申告」という。）は、次のとおり取り扱う。（関税法基本通達67の3-1-1、67の3-1-2）

- ① 特例輸出申告が行われた税関官署（以下「申告官署」という。）と特例輸出申告に係る貨物が置かれている保税地域等の所在地を所轄する税関官署（以下「蔵置官署」という。）が異なる場合における取扱いは、以下による。
  - i 蔵置官署は申告官署から引継ぎを受けて、特例輸出申告に係る貨物の検査（貨物確認を含む。以下同じ。）を行うものとし、検査指定は蔵置官署において行う。
  - ii 蔵置官署と申告官署は、特例輸出申告に係る貨物の検査に関し、必要に応じて相互に協議を行うものとする。
  - iii 申告官署は、蔵置官署による特例輸出申告に係る貨物の検査の結果を基に、関税等の減免戻税条件の具備、他法令の該非の確認、統計品目分類、数量及び価格等に係る必要な審査を行った上で、輸出の許可等の処理を行う。
- ② 特例輸出申告は、電気通信回線の故障、天災又は輸出入・港湾関連情報処理システムの稼働停止等があった場合を除き、輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う必要がある。
- ③ 特例輸出申告については、以下の場合を除き、原則として特例輸出申告の撤回を認めない。
  - i 特例輸出申告に係る貨物が輸出されなくなったことその他の事由により貨物が輸出の許可を受ける必要がなくなった場合
  - ii 特例輸出申告の対象とならない貨物について特例輸出申告が行われた場合
  - iii 郵便物以外の貨物に係る特例輸出申告が、財務大臣が指定する税関官署の長に対して行われた場合
- ④ 特例輸出申告に係る添付書類の税関官署への提出は、以下の場合を除き、輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して電磁的記録により行うものとする。
  - i 電気通信回線の故障、天災又は輸出入・港湾関連情報処理システムの稼働停止等があった場合

- ii 電気通信回線の容量制限等のために、一の特例輸出申告に係る添付書類の全てを電磁的記録により提出することができない場合
- iii 特例輸出申告の審査において、添付書類を原本により確認する必要があると認められる場合

### 輸入申告の特例の改正（完全攻略ガイド関連ページ：P109～113）

法改正前：一部規定なし

法改正後：関税法第67条の19の規定の適用を受ける輸入申告（以下「特例輸入申告」という。）は、以下のとおり取り扱う。（関税法基本通達67の19-1、67の19-2）

- ① 特例輸入申告が行われた税関官署（以下「申告官署」という。）と特例輸入申告に係る貨物が置かれている場所を所轄する税関官署（以下「蔵置官署」という。）が異なる場合における取扱いは、以下による。
  - i 蔵置官署は申告官署から引継ぎを受けて、特例輸入申告に係る貨物の検査（貨物確認を含む。以下同じ。）を行うものとし、検査指定は蔵置官署において行う。
  - ii 蔵置官署と申告官署は、特例輸入申告に係る貨物の検査に関し、必要に応じて相互に協議を行うものとする。
  - iii 申告官署は、蔵置官署による特例輸入申告に係る貨物の検査の結果を基に、関税等の減免戻税条件の具備、他法令の該非の確認、関税分類、数量、申告価格及び納付すべき関税等の額等に係る必要な審査を行い、輸入の許可等の必要な処理を行う。
- ② 特例輸入申告は、電気通信回線の故障、天災又は輸出入・港湾関連情報処理システムの稼働停止等があった場合を除き、輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う必要がある。
- ③ 特例輸入申告に係る添付書類の提出は、以下の場合を除き、輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して電磁的記録により行う必要がある。
  - i 電気通信回線の故障、天災又は輸出入・港湾関連情報処理システムの稼働停止等があった場合
  - ii 電気通信回線の容量制限等のために、一の特例輸入申告に係る添付書類の全てを電磁的記録により提出することができない場合
  - iii 特例輸入申告の審査において、添付書類を原本により確認する必要があると認められる場合

## 入国者に対する外国貨物の保税販売（完全攻略ガイド記載なし）

法改正前：記載なし

法改正後：税関空港及び開港等における入国者に対する外国貨物の保税販売は、その物品の販売用施設（販売カウンター、ショーウィンドー及び保管棚等が置かれ、入国者に外国貨物を保税販売する施設をいう。）又は保管用施設について保税蔵置場の許可を受けさせ、これに蔵置して行わせる。保税販売された外国貨物の本邦への引き取りは、関税法上、入国者が携帯して輸入をするものとして、以下により取り扱う。（関税法基本通達42の16）

- ① 外国貨物の販売用施設及び販売用施設以外の保管用施設は、保税蔵置場とする。
- ② 保税販売の対象者は、入国者とする。
- ③ 保税販売及び物品の引渡しは、入国動線の販売用施設において入国者に直接手渡す方法により行わせる。また、外国貨物の保税販売の際には、関税定率法第14条第7号の規定に基づく免税の範囲は、保税販売される物品と入国者が外国から持ち込んだ物品（本邦と外国の間を往来する航空機又は船舶内にて購入した物品を含む。）とを合算した数量又は価格によって決定されることに留意し、必要に応じ、入国者に周知させる。
- ④ 保税販売に係る事務処理手続は、以下により行わせる。
  - i 外国貨物を販売したときは、販売年月日、品名、数量、入国者の氏名及び国籍を記載した販売伝票を作成させ、これに入国者の署名をさせる。なお、入国者の国籍及び署名については、貨物の管理状況等からみて取締上特に問題がないと認められるときは、これを省略させて差し支えないものとする。
  - ii 上記 i により販売した物品については、物品の品名、数量及び蔵入承認番号（ただし、他の保税蔵置場で蔵入承認を受けて保管用施設に保税運送された物品については、保管用施設への蔵入承認を受けるまでの間は、直前の蔵入承認番号及び保税運送承認書番号）を記載した譲渡一覧表を作成させ、上記 i により作成した販売伝票とともに保存させるものとする。
  - iii 販売伝票及び譲渡一覧表は、電磁的記録により保存して差し支えないものとする。なお、税関が必要と認めた場合には、販売伝票及び譲渡一覧表を整然とした表で提出させるものとする。